

1 W T O 政府調達協定（資料III－1）の関連措置

（1）W T O 政府調達協定の加盟国・地域の現状

W T O 政府調達協定の加盟国・地域は当初23であったが、平成21年1月現在、40の国・地域が政府調達協定の締約国（注）となっている。

（注）W T O 政府調達協定の締約国（平成21年1月現在）

日本、カナダ、欧州共同体（E C）、オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス、ブルガリア、ルーマニア、香港、アイスランド、イスラエル、大韓民国、リヒテンシュタイン、蘭領アルバ、ノルウェー、シンガポール、スイス及び米国

（2）「政府調達の透明性に関する作業部会」（資料III－2）

平成8年12月、W T O 体制となって初の閣僚会議（127ヶ国の閣僚等が参加）がシンガポールにおいて開催された。この第1回W T O 閣僚会議において「政府調達の透明性に関する作業部会」を設置することが決定された。

これを受け、平成9年5月に第1回公式会合が開催されて以降、公式会合に加え、多数の非公式会合、フレンズ会合が開催された。

「政府調達の透明性に関する作業部会」は、各国の政府調達の透明性に係る研究、及び政府調達に関し将来の多国間合意の対象となりうる要素の特定を任務として、W T O 政府調達協定の締約国（上記）以外のW T O 加盟国も参加する作業部会として設置された。

平成11年11月にシアトル（米国）において行われた第3回W T O 閣僚会議では、作業部会における議論を踏まえ、政府調達の透明性に関する合意作成にむけた交渉の立ち上げについて議論された。また、平成13年11月にドーハ（カタール）で開かれた第4回W T O 閣僚会議では、閣僚宣言において、政府調達の透明性についてそれまでの検討作業を続け、第5回閣僚会議後に多国間のルールについて交渉することとされたが、その後、平成16年7月に開催された一般理事会において、本ラウンドにおいては交渉化されないことが決定された。

2 経済連携協定について

現在までに日本が署名・締結した経済連携協定（EPA）の多くでは、政府調達に関して独立の章を設け、関連の規定を定めてきている。WTO政府調達協定の締約国は我が国を含む先進国を中心とした40の国・地域にとどまっており、EPAにおいて政府調達についての規定を置くことは相手国がWTO政府調達協定の締約国でない場合に特に意義があるほか、相手国がWTO政府調達協定の締約国である場合でも、対象基準額の引下げや対象機関の拡大等によって規律を強化できる等の意義がある。これまでに発効したEPAのうち、政府調達章を含むものは次のとおりである（WTO政府調達協定の締約国はシンガポールのみ）。

(1) 日・シンガポール新時代経済連携協定

平成14年11月に発効した本協定は、我が国にとってはじめてのEPAである。シンガポールはWTO政府調達協定の締約国であるが、本協定においては、物品とサービスの政府調達分野についてWTO政府調達協定上の義務を上回る内容の措置をとることが盛り込まれている。具体的には、両国は対象基準額を13万SDRから10万SDRに引き下げ、相手国の供給者に対して入札の機会を拡大することを約束している。

(2) 日・メキシコ経済連携協定

本協定は平成17年4月に発効した。

本協定においては、両国がこの協定の適用を受ける政府調達について、相手国の物品及びサービス並びにそれらを提供する者に対し、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇（内国民待遇）を与えること等を約束している。

過去には、自由貿易協定（FTA）未締結を理由に日本企業がメキシコの政府調達から排除される事例があったが（メキシコはWTO政府調達協定未締結）、本協定の発効により日本企業も内国民待遇を享受することとなった。

(3) 日・チリ経済連携協定

本協定は平成19年9月に発効した。

チリはWTO政府調達協定の締約国ではないが、我が国とチリの両国は、本協定により、内国民待遇、無差別待遇その他詳細な調達手続きのほか、落札後の情報公開や苦情申立ての手続き等について相互に約束した。また、本協定では、政府調達に関する小委員会の設置が規定されている。

(4) 日・フィリピン経済連携協定

本協定は平成20年12月に発効した。

フィリピンはWTO政府調達協定の締約国ではないが、我が国とフィリピンの両国は、一方の締約国が政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国に対して同様の待遇を付与するための交渉の機会を与えることや、政府調達に関する小委員会を設置することについて相互に約束した。また、本協定の発効後遅くとも五年以内にそれぞれの政府調達市場の自由化を目的として、交渉を行うことが規定されている。

(5) その他

日・タイ経済連携協定（平成19年11月発効）及び日・インドネシア経済連携協定（平成20年7月発効）は、政府調達の手続自体について約束するものではないが、政府調達章を設け、政府調達に関する情報の交換や政府調達に関する小委員会の設置を規定している。

また、日・ブルネイ経済連携協定（平成20年7月発効）では、ビジネス環境の整備章の中に政府調達に関する規定を設けている。（タイ、インドネシア、ブルネイはWTO政府調達協定の締約国ではない。）

3 アクション・プログラム関連措置について

(1) 政府調達セミナーの開催

平成6年2月の第20回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『政府調達に関するアクション・プログラム』及び同年3月の第21回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『物品に係る政府調達手続について(運用指針)』に基づき、外務省は毎年、政府調達セミナーを開催している。平成20年に於いては、4月11日（国内32業者、海外30業者が参加）に開催している。

上記の2つの自主的措置では、外務省以外の各省庁等においても必要に応じ政府調達に関するセミナーを開催することとされている。平成20年における開催状況は次のとおりである。

表III－1 各省庁等における政府調達セミナー等の開催状況

(平成20年)

調　達　機　関	開　催　日	調　達　分　野
国家公安委員会(警察庁)	平成20年5月23日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電)
総務省	平成20年5月21日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電・医)
文部科学省	平成20年5月16日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電・医)
厚生労働省	平成20年5月16日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(医)
国土交通省	平成20年5月12日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(電)
防衛省	平成20年5月23日	政府調達セミナー、政府調達年次会合(医)

(2) 自主的レビュー会合の開催について

平成6年3月の第21回アクション・プログラム実行推進委員会において決定された『物品に係る政府調達手続について(運用指針)』、『日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置について』及び『日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置について』では、運用指針及びそれぞれの措置のレビューを自主的に実施することとしている。また、レビューの際には内外の供給者(企業・団体)から意見・要望の聴取を行うこととされている。これに基づき、アクション・プログラム実行推進委員会の下の自主的レビュー会合(各省庁等の会計課長相当職で構成)において、毎年、自主的措置のレビューを行っている。

平成20年においても、クエスチヨネア調査を実施し、自主的措置の実施状況及び活用状況について供給者から意見を聴取した。さらに、11月28日には、自主的レビュー会合を開催し、統計等に基づく自主的措置のフォローアップを行い、クエスチヨネア調査の結果(資料III-3)をも踏まえ、「今後の政府調達の運営に関する取り組みについて」(資料III-4)をとりまとめた。

また、平成13年度から、上記調査を通じて寄せられた意見・要望のうち、①多数よせられたもの、②措置の改善のために重要であるもの、及び③広く世の中に周知することが適当なものについて、政府等からの回答とともに首相官邸ホームページに掲載することとしている(資料III-5)。

(3) アクション・プログラム実行推進委員会

平成20年においては、12月12日に第41回アクション・プログラム実行推進委員会が開催され、前記自主的レビュー会合においてレビューされた自主的措置の実施状況を確認するとともに、自主的レビュー会合が取りまとめた「今後の政府調達の運営に関する取組について」(資料III-4)を了承した。

(4) 基準額

基準額については、WTO政府調達協定附属書Iにおいて特定される調達契約の区分に応じた適用基準額(SDR)を邦貨換算して得られる額が告示されている。(基準額の改訂は2年度毎)。

アクション・プログラム実行推進委員会策定の政府調達に関する各自主的措置に定められている基準額については、これらの告示に応じて改訂されており、平成20年4月1日から22年3月31日まで適用される基準額は資料III-6のとおりである。